

News Paper



—「憲法」を考える—

5月3日有明にある東京防災公園で開催した「あらたな戦前にさせない！守ろう平和といのちとくらし 2023憲法集会」に、2万人をこえる多くの市民が集まり、憲法を変えることよりも、生活改善・向上が最優先、待ったなしであることを訴えました。

沖縄では「5・15 沖縄平和行進」が行われました。沖縄が復帰を願ったのは、平和憲法である日本国憲法によって守られた平和な生活であったはずです。

どちらも今の憲法をめぐる情勢において、日常生活すべての根底にある憲法の存在そのものを改めて問うています。解釈変更によって憲法を歪めてきた政治に対して、私たちは抗議の声を上げ続けてきました。私たちの命に関わる問題であるはずの、軍事力の増強や憲法の問題を、私たちの声を聞かずにおし進めることを決して許すことはできません。全国連帯で粘り強く声を上げ続けていきましょう。

もくじ

日韓市民の眞の和解と共生のために

映画監督 オ・チョンゴン監督に聞く…2

オスプレイ等米軍機の飛行訓練と日米地位協定…4

郭貴勲（カク キフン）さん追悼……………6

核の抑止力を認めるG7が広島で開催の意義は…7

（本の紹介）『憲法改正と戦争 52の論点』 ……8

日韓市民の真の和解と共生のために

映画監督 オ・チュンゴン監督に聞く

オ・チュンゴン（吳充功）さんプロフィール

1955年東京生まれ。東京朝鮮中高級学校卒。雑誌編集などに携わったあと、横浜映画放送専門学院で学ぶ。映画「隠された爪痕」「払い下げられた朝鮮人」など、2023年度チ・ハクスン（池学淳）正義平和賞受賞

—オ・チュンゴン（吳充功）監督、今日はお忙しいところありがとうございます。また、私たちのとりくんでいる「関東大震災100年、朝鮮人虐殺追悼と責任追及の行動」に対し、これまでの学習会へ監督された2作品を上映いただき本当に感謝をしています。今日は、この2作品のテーマを中心にお話を聞かせていただきたいと思います。

監督は、在日朝鮮人の子どもとして生まれて、朝鮮高校から朝鮮大学に入られています。映画の道に入るきっかけは何でしょう。

25才の時に映画専門学校に入りました。朝鮮大学を中退して、一年ぐらいは日比谷図書館で勉強しながら出版社、新聞社で編集の仕事をしました。5歳の頃から耳が悪くなって、でも文学が好きだったんですね。詩を書いたりして、ジャーナリストになりたかった。在日朝鮮人文芸術家同盟というのがあるのですが、そこに作品を投稿したりしていました。その後編集部を辞めて、茨城にある父の小さな会社を手伝っていましたが、何かモヤモヤとした気持ちがあって、一回勉強したいなど。たまたまその学校（今村昌平が設立した横浜放送映画専門学院：現日本映画大学）を出た在日の先輩がいて、「面白い学校だ」というから入学しました。

—制作で最初の映画「隠された爪跡」をつくりはじめたと聞きました。

そうですね。学校が横浜にありましてボーリング場がつぶれた建物（初代の横浜駅のスカイビル：1975年まで2階はボーリング場だった）を再利用していて、私が入ったときにドキュメンタリーゼミがなかったんですよ。学校本部にドキュメンタリーを学ぶゼミの新設を強く要望し予算を渋る本部長に決算書公開を求めました。「予算がないというけど、いろいろやってお金あるんじゃないかな」「今村昌平は有名な監督だけどドキュメンタリーもいい作品をいっぱい残してるじゃないか」とか。それで学校が折れて、私たちがドキュメンタリーゼミの一期生になりました。私たちの要望で作らせたから、じゃ作品どうするかで、喧嘩譲譲の議論をしているうち、テレビのニュースで荒川で関東



大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨発掘やるっていうから、これは近くじゃないかと思って。ちょうど、仲間が吉村昭の「関東大震災」を読んで、朝鮮人虐殺をテーマにと話していました。実は学校に入る前に、映画の助監督もやってたんですよ。それが、盛善吉監督作品「『世界の人へ』 - 朝鮮人被爆者の記録」でした。そういうこともあって、これは何とかやってみたいと思いました。学校では、卒業制作でこれやっていいなんて許可は下りてなかったんです。

—運命の出会いのようなものですね。

発掘現場の荒川土手は、通学路だったんです。葛飾区の立石で育ったから京成線の沿線で、朝鮮第5朝鮮初中級学校までは、四ツ木橋を通って行くんです。だけど、そういうことは教えてもらっていないから、多分学校の先生も関東大震災、朝鮮人虐殺は知っていても、そこだってことは分からなかったと思います。亀戸事件追悼の張り紙を見かけたくらいしか記憶がなかったです。9月3日、南葛飾労働協会の社会主義者10名が亀戸警察署内で騎兵第13連隊に虐殺されました。親族が警察署長に会いに行ったら、「朝鮮人の死体が荒川にたくさんあるから、誰が誰だか分からないよ」といったらしい。亀戸事件の遺族が、翌日、布施辰治弁護士と荒川土手に行く、警察はバリケード張って入れない。朝鮮人の遺骨はどこにあるのか？地元の人が穴掘って埋めたとか、警察がトラックで遺体を運んだとか、埋め立て地にばらまいたという話もある。

—発掘で何もでなかったというのはドキュメンタリー映画にとって、どうでしたか？

最初は、発掘ではなく試掘ということでした。試掘は「関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会」が行いました。会の結成は、足立区の小

学校の教員だった絹田幸枝さんが呼びかけました。歴史を子どもたちに教えようと思って歩くと、必ず虐殺の話を聞く。ひとりでこっそり線香を上げるんだけど、もう少し何かしたい、そう思つたらしい。1982年の9月だったと思う。多くの人が集まって、試掘したが骨はでなかった。そのことで批判中傷される。

—映画はどうなったのですか？

ドキュメンタリーと思ってやり始めたら、遺骨がでなかった。本当にあったのか、骨はどこに行った、意見が割れて私たちの制作も止まるわけ。映画学校は卒業制作だから締め切りがある。仲間と卒業後もやろうじゃないかと言うことで、また学校ともめる。卒業認めないと、ネガフィルムを出せとか。そういうながら、いっぱいとった証言などの映像を編集するんだけど、なかなか映画にならない。で、学校にはネガは出さないが、ダイジェスト版を見せるなどで決着した。本格的に制作を始めたのは卒業してからです。立石に親が残してくれたアパートで共同生活が始まりました。証言者を探し、中身を詰めていく。あの時に遺体が発見されいたら、発掘作業のドキュメンタリーで終わつたかもしれない。でなかったから、その後があった。そう思います。

—「隠された爪跡」の最後ぐらいに、虐殺に手を貸したかも知れない老人と朝鮮人が荒川土手を歩く場面があります。殺害に手を貸した日本人側、虐殺された朝鮮人側、二人が一緒に歩く。映画のテーマからいいたら糾弾の図式になつてもおかしくない。

プロパガンダとしてこの映画を作りたくはなかったんです。見た人が、事実を知って、自分の頭で考えて、そして自分で結論を出してもらいたかったんです。日本人は、今なお朝鮮人への差別・偏見を潜在的に持っています。この無意識は怖い。なぜ虐殺に手を貸したか、そこに至ったか自分で考えて欲しいんです。

—「隠された爪跡」がつぎの「払い下げられた朝鮮人」につながるのですね。

「隠された爪跡」の主人公、チョ・インスン（曹仁承）さんは、荒川で足を刺されて寺島警察署に連行された。ここでは、いっぱい朝鮮人が殺されている。彼も本当に危なかった。九死に一生を得た後で、彼は習志野まで連れて行かれています。彼と習志野まで一緒に行って、記憶を頼りに歩いてもらった。

—3500人ほどの朝鮮人が、保護を名目に千葉県習志野市の陸軍収容所に連れて行かれました。収容所から数名ずつ八千代市内の四つの区に連れて行かれて（払い下げられ）、自警団に殺害された。それが映画「払い下げられた朝鮮人」ですね。

習志野陸軍収容所から、八千代市内の自警団に何回

かに分けて朝鮮人が払い下げられました。どうして払い下げられたか、収容所からは村役場が仲介して、軍隊が朝鮮人をくれてやるから取りに来いと、で自警団が村役場まで行った。収容所からどうやって村役場に送られたのか、軍隊がついていたのか、自警団に何を命令したか、もう住民は孫の世代ですよ。高津区の自警団は、9月7日から2回に分けて6人の朝鮮人を殺害し、なぎの原に埋葬した。その後、1960年に高津区の有志が観音寺の関住職にお願いして慰靈祭を行つた。そのしばらく後から千葉の市民団体が慰靈祭を行つてます。

—現在、なぎの原の遺骨は発掘され高津区観音寺に葬られているそうですね。今、なぎの原はどうですか？

今は、住宅街の中にあります。もうなかなか場所を見つけにくい。木があったのですがなくなった。自然に枯れたのかと思っていたら、住民の方が落ち葉が多くて邪魔だと八千代市が依頼を受けて切つてしまつたらしい。市民団体の方が大勢で行くと、やっぱり迷惑がられる。発掘が終わって、もともと村の共有地だつたらしいですが、今は誰かの名義になってしまっている。市民団体も、行きたい人がいれば案内して解説するけど、困つてるとと思う。どういう風にしようか考えているけど、場所をどのように残していくかは、課題だなと思います。観音寺には、「普化鐘楼」と命名された虐殺の追悼施設があります。日本にある20個あまりの追悼施設のうち韓国の市民が建てた唯一のものです。その隣にはなぎの原から発掘された遺骨が眠っています。発起人の筆で差別なく広く平等に平和の願いがこめられています。日韓市民の真の和解と共生をつなぐ平和の鐘が永遠に響くことを信じます。



千葉県八千代市観音寺の鐘楼

1985年に建立された普化鐘楼を改補修する募金が呼びかけられています。

日本側の募金口座は

千葉銀行 店番号048 口座番号3403751

預金主 宗教法人 観音寺 代表役員 関琢磨

オスプレイ等米軍機の飛行訓練と日米地位協定

湯浅 一郎 (NPO 法人ピースデボ 代表)

そもそも地位協定とは？

日米安保条約は第6条で、米軍に「日本国内の施設及び区域を使用すること」を許しているが、その運用に関する取り決めが「日米地位協定」である。1960年に岸内閣が締結したもので全28条からなり、駐留米軍の地位や施設・区域の使用のあり方を定めている。総じて米軍の自由な行動を保障する内容となっており、刑事裁判権、環境汚染など様々な問題点が指摘されているが、この間、一度も改定されていない。

ある国の軍隊が、海外に常駐するとき、そこには、必然的に配備する側の軍隊の特権的な地位を求める意思が働くことは避けられない側面がある。そのために、地位協定は作られると言ってもよい。好き好んで海外配備に着任する米兵は、ほとんどいないであろう。結果として、米兵や米軍に特権が与えられていなければ、海外配備の米兵の不満をコントロールすることは困難なのであろう。

外務省の機密文書「地位協定の考え方」初版（1973年）（以下、「考え方」）という文書があるが、その中で外務省は、地位協定には多くの矛盾や問題点があることを自ら認めている。ここでは、その問題点の一つ、施設や区域外での米軍の訓練が認められている問題につきオスプレイ等米軍機の飛行訓練につき「オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会」による防衛省・外務省との交渉も参考として検討する。

「施設・区域」外における飛行訓練には地位協定上の根拠は存在しない

まず「考え方」には「通常の軍隊としての活動（例えば演習）を施設・区域外で行うことは、協定の予測していないところである」と書かれている。例えば、1975年3月3日の予算委員会で、三木首相（当時）は、「地位協定にある区域の中に入っていないところで演習をすることは、安保条約の主旨からして、これは違反と言えば違反ということになる」と答弁している。

また1979年5月29日付けの質問主意書に対して、「合衆国軍隊が「本来施設・区域内で行うことを予想されている活動（通常「軍事演習」と称されるような活動を含む）を施設・区域外で行うことは、同協定の予想しないところである」との政府答弁がある。以上より、地位協定には米軍機の「施設・区域」外での訓練を容認する規定はなく、政府は当初「施設・区域」外の訓練を違反としていたことがわかる。

ところが1980年代、日本各地で米軍機の低空飛行訓練が始まり、事故が多発する中で関係自治体からの批判が強まっていった。1987年8月12日、奈



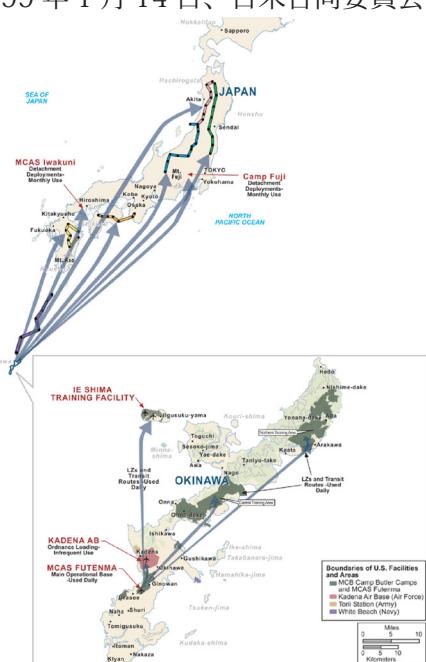
沖縄県北部やんばるの森で
低空飛行訓練を行う MV22 オスプレイ

良県十津川村で米空母「ミッドウェー」の艦載機が木材運搬用のワイヤを切断した。1994年10月14日には高知県の早明浦ダムで米空母「インデペンデンス」艦載機のA6E インドルーダーが墜落した。その事故報告書から、いずれもレッドルートやオレンジルートなどの名前を付けたルートで低空飛行訓練をしていたことが明らかになってきて、日米政府には「施設・区域」外で低空飛行訓練を行うことの正当性が問われることとなった。

当初、政府はこれらの訓練は、地位協定第5条2項による「基地間移動の問題で、日本政府としては閲知していない」と説明していた。しかし高知県や中国5県など自治体からの飛行訓練の中止を求める声が高まり、90年代末には日本列島には8本の低空飛行訓練ルートがあることが浮かび上がっていた。

そうした中、1999年1月14日、日米合同委員会合意で、「戦闘即応体制を維持するため必要とされる技能の一つが低空飛行訓練であり、これは日本で活動する米軍の不可欠な訓練所要を構成する。」として、

低空飛行訓練の存在を初めて認め、その上で、「区域外」での訓練の正当性を主張した。その際、市民の反発を減らすべく、「在日米軍は低空飛行訓練を実施する



2012年4月、米軍当局が示した MV-22 の飛行訓練の経路（「MV-22 の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版（仮訳）」より引用）

際に安全性を最大限確保する。同時に、在日米軍は、「低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする。」として、「原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を回避、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）に妥当な考慮を払う」、「日本の航空法により規定される最低高度基準を用いる」、「週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する」など6つの条件を付けた。これは、いわば低空飛行訓練の存在を日米政府が初めて認めたものであるが、地位協定には何ら規定のないまま、訓練の存在を容認したのである。

現在の政府の説明は、その延長上にある。東日本連絡会との交渉で「米軍が訓練をするのは、日米地位協定等の特定の条項に明記されているからではなく、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提とした上で、日米安保条約の目的達成のため我が国に駐留することを米軍に認めている」（2022年1月再々質問への回答）、「実弾射撃等を伴わない通常の飛行訓練については、日米地位協定は、必ずしも施設・区域の上空に限って行うことを想定しているわけではなく、施設・区域外においてこれを行うことは、認められるところである」等とし、見解を180度ひっくり返した。「安保条約」そのものを持ち出して、区域外での訓練を正当化しているのであり、明らかに拡大解釈である。



第11回外務・防衛省要請
正面左から2人目が筆者（2023年3月8日）

オスプレイについては、2022年9月26日、防衛省は、オスプレイに関する超低空飛行訓練の実施に関する日米合同委員会合意を発表した。「安全対策をとりながら、住宅地等の上空を避けた区域において、高度300フィート以上500フィート未満の飛行訓練を実施することについて合意」した。「日本国内の山岳地帯において実施」されたとされるが、場所については公開されていない。なぜあえて新たな合意をしたのかは明確にされていないが、「高度300フィート以上500フィート未満の飛行訓練」は従来認めていなかったことが大きな要因と考えられる。

先の1999年の低空飛行に関する日米合意では、「航空法により規定される最低高度基準を用いる」としているので、150mより低空は飛行しないとしている

る。これと比べると300m～500mというのは超低空での訓練ということになる。

地位協定に根拠がなければ、航空特例法も根拠が薄くなる。

米軍機に提供されている特権として忘れてならないものとして、航空特例法がある。正式名称は極めて長いが、省略すると「合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」となる。したがって、同法の適用の前提として、地位協定のどこが「実施に伴う」のかを明示せねばならないはずである。

航空法第11条には「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。」とある。さらに航空法施行規則の附属書2-2-4-3「回転翼航空機は、全発動機が不作動である状態で、自動回転飛行により安全に進入し及び着陸することができるものでなければならない。」としている。つまりオートローテーション機能が備わっていなければならない。しかしオスプレイには特例法により「航空法第11条」は適用されず、耐空証明は求められないのである。

一方で、オスプレイはオートローテーション機能で着陸可能かどうか、2015年発足以来、一貫して質問してきたが、いまだに明確になっていない。防衛省は「オートローテーション機能は備えている」と毎回答するが、その根拠は、「シミュレーターで実験している」というだけで、全く説得力がない。

とはいって、米軍機であるオスプレイに日本の航空法は適用されないので、オスプレイにオートローテーションが備わっていなくても、日本の空を飛べることになるのではある。しかし、その場合は、「オートローテーション機能は備えていないかもしれない航空機が飛行していることになり、安全性を担保できないものが飛行していることになる。日本の航空法に従えば、「エンジンが停止した際に、安全に着陸できないオスプレイは航空の用に供してはならない」はずなのである。

このように、「施設・区域」外での飛行訓練には地位協定上の根拠もなく、提供空域についても曖昧である上に、勝手に飛行ルートを作つて飛行しているのが現実であり、とても「公共の安全に配慮」しているとは言える状況ではない。

本稿では米軍機の飛行訓練を例に日米地位協定の問題点を考えてきたが、ジブチに自衛隊が派遣されていることに関連して、同様の協定がある。日米とは立場が逆であり、日本側に特権が与えられている。私たちは、日米地位協定を問うとき、常にジブチにおける基地をジブチに置く意味と日本の特権を問う姿勢を保持すべきであることを付記しておきたい。

（ゆあさ いちろう）

郭貴勲（カク キフン）さん追悼

平野伸人（平和活動支援センター所長）

わたしは 1946 年、敗戦の翌年に生まれた被爆 2 世です。祖母と母と姉の 3 人の家族が被爆者となりました。その時、父は中国旧満州に日本兵としていました。そして、父が奇跡的に帰還できたことから、また、母が原爆で死ななかつたことから私が生まれました。

そして、1985 年の被爆 40 年を機に「被爆二世」としての活動を始めました。私が活動を始めて間もない 1987 年夏に韓国を訪問したことを思い出します。韓国の大勢の被爆者を前に「韓国になぜこんなにも多くの被爆者や被爆 2 世がいるのか?」というのが私の率直な感想でした。この韓国訪問がその後の在韓被爆者との関わりを持つきっかけとなりました。韓国の被爆者や被爆 2 世と、日本の被爆 2 世とで原爆にたいする認識には大きな違いがあること。日本の被爆 2 世の活動に日本の戦争責任についての認識が不足していることを感じ、さらに、韓国の被爆者の家庭訪問をおこない韓国の被爆者が放置されている現実を知り、この事実を日本政府や日本の国民が関心を示さないことに疑問を持ちました。その時、私は、被爆 2 世として韓国の被爆者の問題に取り組む必要性を感じたのです。その時期に韓国の被爆者運動のリーダーであった郭貴勲さんと知り合いました。

郭貴勲さんは韓国全州師範学校に通い、1944 年に朝鮮人の日本軍徴兵一期生として日本へ連行され 1945 年 8 月 6 日に広島で被爆しました。一命は取り留めたものの背中には大きなケロイドが残りました。

帰国した後は韓国の被爆者の救済活動に一生を捧げられました。そして、在外被爆者にとって最大の功績となった 2002 年 12 月の郭貴勲裁判の歴史的勝訴を勝ち取りました。「被爆者はどこに居ても被爆者」という主張を貫いた郭さんの信念が届いた瞬間でした。「日本に来れば被爆者として援護の対象になるのに、韓国に帰れば援護対象から外されてしまう。おかしいではないか。」という郭さんの思いは、その後、次々と在外被爆者裁判の勝訴として結実していきます。その意味では郭さんは在外被爆者の恩人とも言える存在なのです。

郭貴勲さんを偲ぶ会



もちろん、この裁判の意義も大きいものがありますが、私にはその他に 3 つの大きな思い出があります。① 1980 年代後半の韓国の被爆者運動が苦しかった頃を共に支えあったこと。② 1993 年に本島等元長崎市長が訪韓したとき、私と町田涼子さんと郭さんの 3 人で 1 週間あまり本島市長に付きそって韓国全土を案内したこと。③ 夏の原水禁世界大会に、もう 20 年近くなるでしょうか。毎年、海外ゲストとして来日してこられ、広島大会から長崎大会まで全日程をこなされ、私や在間秀和弁護士などとともに「在外被爆者」の分科会の講師を引き受けてくれた事、の 3 つは忘れることができません。

① 韓国原爆被害者協会の運営が行き詰まり、事務所の電気代や水道代の支払いにも苦労するような時にリーダーだった郭さんの苦労はいかばかりだったでしょう。その時期に幾ばくかの支援をおこなった私にも最後まで感謝の念を持ち続けた義理堅い郭さんでした。

② 広島・長崎の市長としては初めての公式訪問でした。本島市長も疲れたでしょうが、案内役も疲れました。それでも韓国の被爆者の為にと懸命に本島市長を案内する郭さんの姿には心打たれました。

③ 原水禁世界大会への毎年の参加もこころに残ります。暑い夏の苛酷な日程をこなし、広島から長崎へは 6 時間ものバス移動でした。郭さんの使命感だったのでしょう、高校生への話は被爆体験や在外被爆者問題など多岐にわたるものでした。今でも高校生 O P からも「あの時の郭さんの話は忘れられない」という事が言われる位です。原水禁運動に対する功績は計り知れないものがあります。

原水禁運動はビキニの水爆実験を契機に始まりました。日本にとっての 3・1 はビキニデーです。しかし、韓国にとっての 3・1 は日本からの独立運動の記念日なのです。そのことをしっかり教えてくれたのも郭貴勲さんでした。「私たちは貴方の願いに背くことのないように、郭さんのたたかいを引き継いで、核も戦争もない平和な世界の実現へ向けての歩みを続けていきます。郭さん、ありがとうございます。」

(ひらの のぶと)

G7首脳会議

核の抑止力を認めるG7が「広島」で開催される意義はあったのか

藤本 泰成（フォーラム平和・人権・環境 共同代表）

グループ・オブ・セブン（米・英・仏・伊・独・加・日）、いわゆるG7首脳会議が5月22日幕を閉じました。ホスト役の岸田文雄首相は、「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を確認しこれを守り抜く決意を示した」とし、核のない世界への基礎を確保し核軍縮の気運を高めたとして「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の発表に「歴史的意義を感じる」と述べました。ロシアによるウクライナ戦争が長期化し、世界経済に大きな影響を与えています。世界の多様化は進み、米とEU諸国、中国とロシア、そしてグローバルサウスというインド・ブラジルなど新興諸国とに3分割され、新たな「冷戦」が危惧されています。そのような中で行われるG7首脳国会議では、G7諸国が自らの立場を超えて世界平和のために具体的な発信を行うことが期待されました。しかし、実際は自らの立場を確認し、その立ち位置からの批判に終始するものではなかっただろうか。その意味で、きわめて残念な結果といえます。

18日夜の日本政府の発表では、オンライン参加と言われていたゼレンスキー ウクライナ大統領が20日に来日し、各国首脳と会合を重ねました。ウクライナ支援の強化とロシアと良好な関係を維持するインドを中心としたグローバルサウスとの関係化を目的としたと考えられます。19日に発出した「ウクライナに関するG7首脳声明」を見ると、ロシアへの非難と制裁措置の強化というこれまでの政策から一歩も進んではいません。また、戦争終結への具体的提言もありません。強調されるのは、ウクライナへの支援強化で、19日バイデン米大統領はEUからの米国製F16多用途戦闘機の供与の容認を表明しています。そのような意味では、ゼレンスキー大統領は目的を達成したかもしれません。平和都市広島では、78年前、戦争という悲劇の中で、原爆投下によって多くの命が失われました。広島からの訴えは、今この時間も失われていく命をどう守るかと言うことであって、正義の戦いを継続させていくことではないはずです。「ウクライナがんばれ」という声を否定するつもりはありませんが、ウクライナ戦争を終わらせるための施策が「経済制裁」しかないのであれば、今後も命は失われていきます。G7首脳会議が考えるべきは、戦争終結なのだと思います。

核の抑止力を認めた「広島ビジョン」

原水禁および原水禁広島は、2月14日首相官邸

に対して、G7開催を前提に、申し入れを行いました。その中で私たちは、①被爆者の声こそが「核抑止力」であり、核兵器の所有や使用の脅しが核兵器使用を思いとどまらせているという「核抑止論」を容認しないこと、②核兵器廃絶へは、法的手段である「核兵器禁止条約」が唯一の道であること、③その一步が核保有国による「核の先制不使用宣言」であると申し入れました。しかし、首相が意義を強調している「広島ビジョン」は、私たちの意図を理解しているとは言いがたいものです。まず、ロシアのウクライナ戦争における核使用の威嚇を非難しました。しかし原水禁の申し入れにある「核兵器禁止条約」や「先制不使用宣言」などには一切触れずに、核兵器は、「防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべき」であると理解しているとしています。つまり、「広島ビジョン」は核の抑止力を認めた上で成り立っているのです。ロシアは、ウクライナ侵攻を正当化しつつ自国への攻撃を核の威嚇によって防ごうとする、新しい意味での核抑止のあり方を現実のものとしました。核兵器の保有と使用の可能性を言葉として発しようが発しまいが核抑止力そのものを否定しないのなら、無言の威嚇として核兵器が存在することは明らかです。その意味で、ロシアの核兵器とその他の核兵器が異質のものであるわけがありません。核兵器保有国が核兵器の存在を否定する何らかの行動を起こさない限り、ロシアを非難する資格はありません。

『ヒロシマ』のおもい、核兵器廃絶のおもいを世界へ
5・17 原水禁集会

G7サミットが5月1日から被爆地広島で開催されます。岸田首相は「原水禁は被爆者はライフワーク」と言いかねません。アメリカの核兵器の傘に守られる国際体制を改めようとして、2年前に策定した核兵器廃絶条約を署名・批准を終えたのは歴史的でございません。単なる政治的「フォーマンの邊」としてG7サミットでの問題提起を利用することは決して許されるものではありません。被爆者の命は核兵器の実用による死と病の原因です。被爆者の、あの命を二度と隕さざるを得ならないという想いが、世界の核兵器廃絶の流れを牽引してきました。直面してG7サミットが開催されるからには被爆の実相に即ち高い、核廃絶への実効性を追求する内閣とされる必要があります。

G7サミット開催を前に核廃絶に向けた市民連絡会、外的交渉をすることを目的として本集会を開催します。

18:00~19:30
2023年5月17日(水)
(開場 17:30)

会場 広島 YMCA 国際文化ホール

内閣 · 主催者あいさつ · トロピックショット:秋葉忠利さんと梶原百恵さんの対談
会場からのお説教会議、意見交流
· 若い世代の訴え(調整中) · 集合アピール採択


秋葉忠利さん
(原水禁副会長、前広島市長)


梶原百恵さん
(大学生、被爆体験伝承者)


主催
原水禁止日本国会議
TEL 03-5289-8224
<http://gensuikin.peace-forum.com>

HPはこちらから



原水禁は、G7サミットを前にして、核廃絶に向け岸田首相が具体的な行動をとるよう求める集会を行いました(2023年5月17日・広島市)

日本は核廃絶のために具体的な行動を

いまや、核軍縮の国際的な枠組みは皆無と言っていい状況にあります。NPTさえもロシアの姿勢を変えることが出来ません。岸田首相はG7首脳会議終了後の記者会見で、「我々は皆広島の市民です。世界80億の民が全員、そうして広島の市民となったとき地球上から核兵器はなくなるでしょう。私はそれを信じています」と述べました。しかし、その道筋を示すことが出来ていません。その理由は、「広島ビジョン」が示すとおり、核抑止力、核の傘の信奉を基本にしているからです。原水禁は、その道筋が「核兵器禁止条約」であると主張しました。唯一の戦争被爆国、被爆者の声を持ち続けてきた日本が、非核保有国の先頭に立ち、米国の核の傘の下から抜け出して「核兵器禁止条約」の先頭に立てば、世界はどう変わるでしょう。非核保有国すべてが「核兵器禁止条約」に批准すれば、核保有国はどう変わるでしょう。政治家は「核兵器廃絶を信じる」だけでは役割を果たしたとは言えません。日本は、核保有国と非保有国との間に立ってはなりません。非保有国側に立って、その先頭を走るべきです。

低下するG7の影響力と日本の立場が問われている

今回の招待国（インド・ブラジル・インドネシア [ASEAN議長国]・ベトナム・コモロ [アフリカ連合議長国]・クック諸島 [太平洋諸島フォーラム

議長国]・韓国・オーストラリア）は、韓国とオーストラリアを除くと、そのすべてがグローバルサウスと言われるロシア制裁に距離をおく国です。中・露への牽制という意味での招待やロシアへの制裁強化という観点では、グローバル化した相互依存の経済を混乱させ、さらなる分断を招きかねません。かつて世界のGDPの7割を占めたとするG7は、中国やインドの台頭で現在約4割に留まっています。1975年につくられたG7首脳会議の役割や影響力は限定的です。むしろ1999年に設立し、現在インドが議長国を務めるG20は、世界のGDPの8割を占め、現在の世界の多様性を象徴しています。G7はその枠に留まることなく今後世界の分裂回避に向けた発信が求められます。

20日の発表された「G7広島首脳コミュニケ」では、ウクライナや軍縮以外にも、経済安保、AI問題、ジェンダー、脱炭素、国際移住など、様々な課題が盛り込まれました。課題の一つ一つに日本国内での施策が求められると思います。5月17日の朝日新聞「声」の欄には「議長国なのに恥すべき課題多々」と題する投稿が載っています。安保3文書、LGBT理解増進法、GX法案、入管法改正案など様々な課題に、グローバルスタンダードを基本にした日本でなくては、世界に発信する資格を問われるのではないでしょうか。
(ふじもと やすなり)

〔本の紹介〕

『憲法改正と戦争 52の論点』

清水雅彦著（高文研）

この間、全国各地で憲法改正や安全保障についての講演会や学習会が行われています。対面で集うことの意義は大きく、これらの活動に深く敬意を表するわけですが、一方で、必要なことが簡潔にまとまったテキストも欲しいという要望もあるのではないかでしょうか。チラシやパンフレットは簡単すぎて十分に伝わらない、しかし書籍を勧めてもなかなか読んでもらえない。日体大の清水雅彦教授の近著は、そんなニーズに最適です。本書は憲法全体の解説本ではなく、安保法制の強行採決前後から憲法をめぐつて焦点化した論点ごとに、自公政権による改憲に反対の立場から解説をしたもので、見開きごとに一つの論点という体裁で、読みたいところから読んでも問題ありません。現下の憲法「改正」議論を正確に批判していくうえで基礎的な情報が網羅されています。

2019年に旧版が出ていますが、その後様々なことが生起したのは皆さんもご承知のとおりです。コロナ、ウクライナ、国葬、安保3文書などなど。新版はこれらについても新たな論点として項目建てするとともに、従前からの論点についても全般的に最新情報を踏

まえたアップデートがされています。

ただし「わかりやすく」書かれてはいますが、論点の一つ一つに膨大な歴史的背景と法理論上の議論や解釈が広がっていることも示されています。より詳しく知りたい論点は、各自で勉強してください。

講演会を企画したりチラシやニュースを作成する方は必ず手元に置くことをお勧めします。またいろいろな講演を聞いている方にとっても、頭の中を整理するのに役立つと思います。もちろん初めて憲法問題に触れる方にとっても、最適の入門書でしょう。

著書の最後の論点は「今後、市民はどうすればいいのでしょうか？」。著者の回答は明快に記されていますが、ここからは皆で議論しつつ、より良い回答を模索し、新たな実践へつなげていきたいものです。
(田中直樹)

憲法改正と戦争

52の論点

清水雅彦

日本体育大学教養・憲法学

高文研